

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成24年1月5日(2012.1.5)

【公開番号】特開2007-183093(P2007-183093A)

【公開日】平成19年7月19日(2007.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2007-027

【出願番号】特願2007-528(P2007-528)

【国際特許分類】

F 2 3 R 3/28 (2006.01)

F 2 3 R 3/14 (2006.01)

F 0 2 C 7/22 (2006.01)

【F I】

F 2 3 R 3/28 B

F 2 3 R 3/14 C

F 0 2 C 7/22 C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年11月15日(2011.11.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 6】

さらに、それらの燃料噴射器の軸状設置面積を制限するために、上記環状偏向器はそれぞれ上流と下流に、2個の同軸の内方向の切形壁(truncated wall)を備え、その円錐形は下流に向かって導かれる。環状分配チャンバは上記噴出オリフィスが設けられる切形壁を備え、この切形壁の外部面は、上記環状偏向器の上流の壁の内部面に平行な、またはそこに合流する母線を有する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 6】

図示したように、2個の部品51、53から構成される環状偏向器33は、それぞれ上流および下流に2個の同軸内部切形壁51a、53aを備える。壁51aは部品51中に画定される。壁53aは部品53中に画定される。これらの壁の円錐形は下流に向かって導かれる、すなわちそれらの直径は上流から下流へ向かって減少する。また、分配チャンバ30は下流の切形壁を備える。それはオリフィス31が設けられるフランジ41の壁である。この壁の外側は、環状偏向器の上流壁51aの内部面に平行な、または(本明細書の場合のように)これに合流する母線を有する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 8】

他の有利な特徴によれば、各孔31の軸はこの点で表面51aの母線に垂直である。